

## 第 1 回大都市圏政策ワーキングチームの主な御意見

(制度の検証の視点について)

「効果がないからやめる」というスタンスだけでなく、「悪影響が出ていればやめる」、「弊害が出ていなければ、残してもいい」というスタンスもある。

制度のもとで実際にやってきたことをベースに議論するのと、本来やるべきことをベースに議論するのでは、検証の視点や方向が異なるので注意が必要。

今まで取り組んできたがうまくいかなかったことについても、その背景・要因等についての検証が必要。

今までやってきたことの背景にあった社会的な役割や機能が変わってきている事情に対して、今後何をやっていくか、そのための制度的な受け皿はどのようなものであるべきか、という視点が重要である。

高速道路ネットワークの整備の進捗等により、区域や計画のあり方も大きく動き始める局面にきているのではないか。

(大都市圏制度の意義等)

国際的な競争関係の中での優位性の確保、自然環境破壊などの課題について、圏域全体のガバナンス機能を考えるなど、これまでとは違った大都市圏問題の議論の仕方が必要となっている。

例えばゼロメートル地帯対策など、今後の大都市圏制度に取り入れていく課題として、「安全・安心」という観点が重要。

これまでは、工場等制限法や工業団地造成事業により、政策的なディスティーションを起こしてきたが、今後、工業にかわりディスティーションを起こすことが求められるものは何か検討する必要がある。

大都市圏制度で取り組む課題は、道州制の州政府の課題に通じるものがある。長期的な議論、大きな議論になってしまうかもしれないが、大都市制度の議論はそこに係わっていることを認識しておく必要がある。

海外での議論などをみると、強い大都市圏を作るために、計画論としての方向性を出すだけではなく、事業性の担保の仕方や構成行政体の裁量性のあり方まで踏み込んだ議論をしている。

#### （地方分権との関係）

地方分権の義務付け・枠付けの議論はあるが、広域的な地域計画のように他の地域にも影響を与えるものについては、十分検証しなければならない。

大都市圏制度の義務付けを外した際、障害が出ないかを十分に検証する必要がある。障害が出そうなことについて、それをどのような措置でカバーするのか、考えておく必要がある。

自治体の総合計画の延長でどの程度広域的な課題に対応できるか、実行可能性や実効性の担保という観点も含め、検討が必要である。広域連携を進めるための環境整備は、最終的には国がやっていかざるを得ない。

自治体の負担軽減という観点だけでなく、大都市圏整備計画と広域地方計画の違いをきちんと検証・整理しておく必要がある。大都市圏整備計画に期待されていた効果のうち広域地方計画で引き受けられないものがあるのではないか。

都道府県ベースで考えるとした場合、計画の視野が限定的になるということに加え、計画のスパンが短くなってしまうと危険。やはり、50年、100年のスパンで考えていく受け皿が必要。

#### （緑地関係）

これまで指定された大都市圏制度の緑地の区域はきわめて限定的であり、それを守るということであれば、他の制度で引き受けるという議論になるのかもしれないが、本来やるべきであったことを前提とすると、それで十分ということにはならない。

これまでは都市の拡大抑制が主眼であったが、今後広域的な緑地を考える際のポイントは地球温暖化である。都市圏にある緑というのは管理を前提として初めて機能を発揮するわけであるから、CO<sub>2</sub>の排出削減を図る際にも、排出権取引制度だけでは不十分。

また、生物多様性の観点から考えても、大都市圏の緑地保全が重要。すなわち、広

域的な緑地保全の共通のプラットフォームが土台にあり、その上での個別の取り組みを進めていくという重層構造でとらえていく必要がある。

大都市圏の緑地はどこにあるかによって、意義や機能が異なる。CO<sub>2</sub>の排出量の総量を超えた視点が必要。

首都圏を取り巻く森林は水源として重要な役割を果たしていることも重要。